

議案第 5 2 号

亀山市放課後児童クラブ条例の一部改正について

亀山市放課後児童クラブ条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 3 0 年 8 月 2 4 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

亀山市放課後児童クラブ条例（平成17年亀山市条例第89号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次の1号を加える。

- (5) 昼生小学校区放課後児童クラブ 午後1時30分から午後6時30分まで。ただし、土曜日、祝日法による休日及び休業日にあつては、午前8時から午後6時30分までとする。

別表第1 亀山東小学校区放課後児童クラブの項の次に次のように加える。

昼生小学校区放課後児童クラブ	亀山市中庄町1405番地	20人
----------------	--------------	-----

別表第1 関小学校区放課後児童クラブの項中「亀山市関町木崎864番地1」を「亀山市関町新所1975番地」に、「40人」を「80人」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の亀山市放課後児童クラブ条例第3条の規定による昼生小学校区放課後児童クラブの管理を指定管理者に行わせるために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。